

第 90 回（令和元年 12 月）

浜田地区広域行政組合議会
臨時会会議録

浜田地区広域行政組合議会

第 90 回（令和元年 12 月）浜田地区広域行政組合議会臨時会会議録

- 1 日 時 令和元年 12 月 23 日（月）午後 1 時 30 分 開会
2 場 所 浜田市役所 5 階 浜田市議会全員協議会室

議事日程

- 第 1 議席の指定について
第 2 会議録署名議員の指名について
第 3 会期の決定について
第 4 選挙第 1 号 浜田地区広域行政組合議会議長の選挙について
第 5 同意第 1 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任について
第 6 承認第 3 号 専決処分の承認について（令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 3 号））
第 7 議案第 13 号 浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条例について
第 8 議案第 14 号 令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）について
第 9 議案第 15 号 令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

本日の会議に付した事件

- 選挙第 1 号 浜田地区広域行政組合議会議長の選挙について
同意第 1 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任について
承認第 3 号 専決処分の承認について（令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 3 号））
議案第 13 号 浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条例について
議案第 14 号 令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）について
議案第 15 号 令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

会 議

午後 1 時 30 分 開会

議長（田中利徳副議長） 本日はお忙しい中、ご出席くださいます、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日は、日程第 4、議長の選挙まで議長不在につき、副議長であります、私が、田中利徳ですが地方自治法第 106 条の規定に基づき、議長を務めさせていただきます。

これより、第 90 回浜田地区広域行政組合議会臨時会を開会します。

只今の出席議員は 10 名で、議会は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配布してありますので、朗読は省略します。

議長（田中利徳副議長） 日程第 1、議席の指定を行います。

この度、浜田市議会選出議員の改選により、新たに 6 名の方が本組合の議員になりました。

新たに本組合の議員になられた方の議席は、会議規則の規定により議長において指名することとなっており、只今、ご着席の議席を議席とします。

議長（田中利徳副議長） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、議長において指名します。

3 番鍛冶恵巳子議員、8 番岡本正友議員のお二人をお願いします。

議長（田中利徳副議長） 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

会期は、本日 1 日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田中利徳副議長） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日と決定しました。

議長（田中利徳副議長） それでは、ここで暫時休憩します。

（午後 1 時 32 分 休憩）

（午後 1 時 43 分 再開）

議長（田中利徳副議長） それでは、再開します。

日程第 4、選挙第 1 号、浜田地区広域行政組合議会議長の選挙について、これより議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦によりいたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田中利徳副議長） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名をすることとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田中利徳副議長） ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

浜田地区広域行政組合議会議長に牛尾昭議員を指名します。

お諮りします。

只今、議長において指名しました牛尾昭議員を浜田地区広域行政組合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田中利徳副議長） ご異議なしと認めます。

よって只今、指名しました牛尾昭議員が浜田地区広域行政組合議会議長に当選されました。

只今、議長に当選されました牛尾昭議員が議場におられますので、会議規則の規定により、本席から告知いたします。

議長に当選されました牛尾昭議員の登壇し、ご挨拶をお願いします。

（午後 1 時 46 分 議長交代）

議長（牛尾昭議長） 只今、同じような顔がですね当選させていただき、かえって申し訳ないなと思いますけれども、今少し広域の議会改革をやり残したような気がいたします。

しっかり頑張りますので、どうぞ従来に増してご支援いただきますようよろしく願いいたします。

そうしますと日程第 5、同意第 1 号、浜田地区広域行政組合監査委員の選任について、これを議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、8 番、岡本正友議員の除斥を求めます。よろしくお願ひします。

（午後 1 時 46 分 8 番 岡本正友議員 退場）

議長（牛尾昭議長） 提案者の説明をお願いいたします。
管理者。

管理者（久保田章市管理者） 同意第 1 号、浜田地区広域行政組合監査委員の選任について、ご提案を申し上げます。

組合議会選出の監査委員につきましては、浜田市議会選出議員の改選に伴い選出が必要となりますので、次の者を選任したいと存じ、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任に当たりましては、岡本正友氏を適任者と認め、選任いたしたいと存じます。よろしくご同意いただきますようお願い申し上げます。なお、参考欄には任期及び根拠法を載せております。よろしくお願ひいたします。

議長（牛尾昭議長） お諮りします。
同意第 1 号は質疑、討論を省略して採決したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。
同意第 1 号は質疑、討論を省略して採決することに決しました。

議長（牛尾昭議長） これより本案を採決します。
本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり同意することに決しました。
8 番、岡本正友議員の除斥を解きます。

（午後 1 時 49 分 8 番 岡本正友議員 入場）

議長（牛尾昭議長） それでは 8 番、岡本正友新監査委員のご挨拶をお願いいた

します。

- 8 番（岡本正友議員） 只今、浜田地区広域行政組合議会の監査にということで、ご指名を受けました。初めてのこの会議ですので、しっかり勉強しながら本分を全うしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

議長（牛尾昭議長） 日程第 6、承認第 3 号、専決処分の承認について、浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 3 号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。それでは承認第 3 号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。議案書の 5 ページをご覧ください。

これは、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、去る 11 月 12 日付けで専決処分した浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 3 号について、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容は、9 ページのとおり、歳入歳出予算にそれぞれ 608 万円を増額し、その総額を 125 億 5,816 万 9,000 円とするものです。また、補正の款項ごとの金額等は 10 ページ・11 ページの表のとおりとなっております。

補正の詳細をお手元に配布しております提案説明資料集によりご説明いたしますので、資料集の 3 ページをご覧ください。

増額補正した 608 万円の概要及び補正事項は、11 月に開催いたしました議会全員協議会でご説明したとおり、最高裁判所に上告手続きを行った訴訟について 10 月 29 日付けで棄却の決定を受けたことにより、控訴審の判決が確定し、被上告人に対して賠償金を支払うためのものです。併せて顧問弁護士委託料 6 万 5,000 円も増額補正しました。なお、賠償金には年 5 分の利息が付きますので、賠償金の額を抑えるため専決補正ののち 11 月 15 日に相手方に対して賠償金 601 万 4,510 円の支払いを終えております。また、この歳出の増を賄うため歳入は両市の負担金を増額しており、補正後の両市の負担金の額は、6 ページの関係市負担金一覧表に記載のとおりとなっております。

なお、4 月に専決補正して仮執行差し止めのため支払った供託金 470 万円は取り戻しの手続を終え、12 月 13 日に特別会計に収入しております。

議案書の 12 ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を添付しておりますので、ご参照の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 只今の承認事項について、質疑はありますか。

6 番、多田議員。

- 6 番（多田伸治議員） この件について、管理者と議会の責任について少し伺っ

ておきたいと思います。最高裁で棄却されたということは本来、上告にも値しないものだったということになるんですが、裁判で負けたからには賠償金は支払わなければならないというふうに思います。

ただ、最高裁に上告したことで支払額が増えた部分もあります。そもそもの事務手続上の不備と併せて支払額の支出額の増加には、組合としての責任が問われると思います。当然、上告に最終的なゴーサインを出した広域議会、我々にも大きな責任がありますが、決裁された管理者、副管理者にも相応の責任があるという点で、結果として財政負担を強いられることになる要旨、そして市民に対して明確な形で責任を取られるべきというふうに思うんですが、その点について管理者どのようにお考えか伺ってきます。

議長（牛尾昭議長） 管理者。

管理者（久保田章市管理者） はい。この度は最高裁におきまして判決が出た訳でございます。ご案内のようにこの裁判につきましては一審では我々の主張が通ってですね、認められたということでありましたけども、二審において逆の判決が出たということで、この二審の判決についても私どもとすればですね、二審の判決について疑義があるということで最高裁に上告をしたという、こういった経緯でございます。

ただ最高裁につきましては、判決が出た以上ですね、法治国家である我が国でございますので、受け入れざるを得ないということでございます。

ただこの間の経緯については、これまでも説明があったと思いますけれども、一審にそもそも処分の手続き上の瑕疵というか十分な説明ができていなかったこととかですね、そういったこともあったようでございますので、その点がですね、残念ながら認められなかったということで、そう意味では大変遺憾にも思っておりますし、また、関係の皆さん方にもですね、申し訳なく思っているところでございます。と言うことで、一審では勝って二審では逆転判決、で最高裁の今回決定が出たということで、大変残念ではございますけれども従わざるを得ないということで、関係の皆さん方、また市民の皆さん方にもですね、その辺についてはお詫びを申し上げたいというふうに思っているところでございます。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） この件について、お詫びでいいのかなというようなところなんです、先程申し上げたとおり管理者、副管理者だけでなく、議会側にも相応の責任がある、これも結構大きいなものだというふうに思います。

上告を決定したあとに議員になられた今回始めてこられた議員さんもおられますし、我々は広域組合から日当と交通費程度しか頂いていないということもあって、どれだけっていうのも難しい部分もあるとは思いますが、何かしら我々でできることというようなことはあるものではないでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。法的というか自治法上どういう責任があるというところも不勉強でわかりませんが、裁判で負けたことについてはそもそも当時、広域行政組合が行った処分に一部不備があったということでして、賠償金 600 万いくら払いましたが、そのほとんどはその処分の不備によるものだと思います。

今回、上告の提案をして同意を頂いたのが 4 月の終わりでしたから、それからいうと約半年掛かりまして、それによって増えた賠償金につきましては、年 5 分の利息の部分が約 13 万円程になろうかと思います。それを議会が負担するとかいうことにはもちろんなりません、責任ということになると大部分は提案したうちの執行部の側にあるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） そういうふうに言われるのであれば、両市にそれぞれ今回新たな負担、浜田市で大体 380 万円、江津市で 220 万円ですね、こういったものを負担をお願いすることになるんですが、市民にとっては事件があって裁判になったということ覚えとられる方ってあまり多くないという点では、寝耳に水の新たな負担というふうな話になります。改めて事の顛末について両市民へ周知する必要があると思いますが、何か具体的にこういうことができる、こういうことをしなきゃいけないというようなことがありますでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。今回の裁判とその元になった事案につきましては、介護保険に関することではありますけども、元々は浜田市において虐待があったという認定をしたことが発端となっております。ですから両市、特に浜田市とは綿密な連絡を取りながら対応しておりまして、裁判の判決が出たことも両市には情報を提供し、議会でも全部ではありませんが浜田市の議会では、一部報告もしていただいているというふうに聞いております。江津市議会に対しては直接その施設がある自治体ではありませんし、市が虐待の認定をしたということも関係はありませんので、情報は提供しておりますがそうしたことの報告は無かったのではないかと考えております。

今回の最高裁の決定を受けても、必要な情報は浜田市に提供しておりますので、浜田市議会においても必要に応じて議会の報告はされるのではないかとというように考えております。

議長（牛尾昭議長） 3 回終わりました。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。

これより承認議案の採決を行います。

承認第 3 号、専決処分の承認についてを採決いたします。

承認第 3 号について原案のとおり、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

挙手多数です。よって承認第 3 号は承認をされました。

日程第 7、議案第 13 号、浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（宇津事務局長） 議案第 13 号、浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の 19 ページをお開き願います。また、説明は提案条例説明資料により行いますので、提案説明資料集の 7 ページをご覧ください。

まず、3 改正の目的・理由です。これは地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、来年度から会計年度任用職員制度が導入されることになり、浜田市において「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」が制定されたことから、「浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例」を改正するものです。

4 概要は、第 1 条中第 20 号を第 21 号とし、第 17 号から第 19 号を 1 号ずつ繰り下げ、第 16 号の次に第 17 号として「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項」を追加します。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、8 ページには新旧対照表を載せておりますので、ご参照の上ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） 只今の提案について質疑はありませんか。

多田議員。

6 番（多田伸治議員） 施行日は来年 4 月からというようなことなんですが、事前にいって非正規の職員のところをどういうふうに割り振るのかというようなことも準備しなきゃいけないと思いますが、その辺は何かもう進めたり内々に考えられとったりというようなことがあるものでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） 今現在、嘱託職員及び臨時職員等で勤務していただいている方についてですね、来年度の 4 月からこの会計年度任用職員ということになっておりますので、もう既に今おられる方々にはそういったことも周知してですね、ハローワークで公募を掛けて行うものか、または今まで通りの継続でやるものかというのはですね、あくまでも広域においては浜田市の規則等に準用しておりますので、もう少し来月にならないと詳しいことは分かりませんが、今おられる職員さんについては周知のほうをしております。

議長（牛尾昭議長） はい。多田議員。

6 番（多田伸治議員） この会計年度任用職員、結局のところ任期付きの雇用だというようなことになるんですが、それでも今よりは待遇が良くなるだろうと言われていまして、そこに今おられる、今回の予算で途中で辞められた方もおられるというふうにあるんですが、少なくとも今勤められておる方はそのまま継続して令和 2 年度以降も、令和 2 年度も雇用されるのかどうかということを伺ってきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。今うちで働いている方についてはですね、本人の希望があれば継続雇用をして行きたいと考えております。
以上です。

議長（牛尾昭議長） 他に質疑はありませんか。もう 1 回、多田議員。

6 番（多田伸治議員） これはまだ江津で話しがあったときも特にそういう話しは無かったし、これからだという部分もあるので分からないところなんです、全国的にみると処遇が上がるように見せかけて、月々の賃金・給料を下げたボーナスに回すんで、ボーナスが払えるんだというようなことをやられるというような問題のある扱いをされとる自治体もあるという話しを聞いたとります。そういったことが浜田市のやられ方がどんなふうになっているのか私も知らんところですが、どういうふうに準用されるのか、実際そういう事が起こり得るのか伺ってきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（渡邊総務課長） はい。まだこれも正式に確定している訳ではございませんけれども、例えば嘱託職員さんを例にとりますとですね、今年度の嘱託職員の給料が 153,600 円ということを知っております。それに来年度からはこの制度そのものが 4 月から開始されますので、期末手当については満額支給は 6 月分につい

てはできませんけれども、されるということで本給を下げるというような状況にはないと思っております。

議長（牛尾昭議長） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。日程第 7、議案第 13 号、浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。

（「あり」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） もとえ。それでは途中からもう一度、採決を変更いたして申し上げますので、よろしくお願いします。

日程第 7、議案第 13 号、浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 14 号、令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 2 号、日程第 9、議案第 15 号、令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 4 号を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（宇津事務局長） はい。それではまず議案第 14 号、令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 2 号について、ご説明を申し上げます。

議案書の 23 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 7 万 6,000 円減額し、補正後の予算総額を 13 億 2,212 万 7,000 円とするものでございます。24、25 ページには歳入歳出予算補正の各款及び項ごとの補正額を載せております。

また、お手元に配布しております提案説明資料集の 9 ページ以降に 12 月補正予算説明資料として補正事項をまとめており、この資料によりご説明いたしますので、議案と併せてご覧ください。

それでは、説明資料集の 11 ページをお開きください。

(1)編成概要は記載のとおりで、(2)主な補正事項のアは人事院勧告に基づく調整、イは嘱託職員の中途退職に伴い臨時職員を採用したための調整、ウは地域計画策定業務委託料の事業費確定に伴う調整、エは平成 30 年度分公債費に係る特別負担金の調整を行うものです。

それでは、(3)の一般会計補正予算により具体的な説明を行います。

まず、12 ページのイ事業別の補正事項で歳出からご説明します

2 総務費は人事院勧告及び 4 月の人事異動に伴う調整で、215 万円の増額です。

4 衛生費は、まず整理番号 4 職員給与費と整理番号 7 派遣職員給与費負担金は総務費と同様に増額しております。整理番号 5 清掃総務事務費はエコクリーンセンターの基幹改良工事に循環型社会形成推進交付金を適用するための地域計画策定業務委託料の事業費確定に伴い 264 万円を減額するものです。13 ページの整理番号 8 嘱託職員給与費及び整理番号 9 エコクリーンセンター管理運営費は、業務係の嘱託職員が 9 月で退職したことに伴う減額と、その嘱託職員に代わりに臨時職員を雇用したための増額です。以上により、4 衛生費は 222 万 6,000 円の減額となっています。

11 ページに戻りまして、ア歳入歳出予算総括表をご覧ください。

歳出の増減に伴う歳入の増減は、対応する構成市の負担金を説明欄のとおり調整して対応し、合計で 7 万 6,000 円の減額となっています。これに伴う構成市の負担金の内訳については後程ご説明いたします。

続きまして、議案第 15 号、令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 4 号について、ご説明申し上げます。

議案書の 37 ページをお開き願います。37 ページです。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 1,483 万 1,000 円を増額し、補正後の予算総額を 125 億 7,300 万円とするものでございます。38、39 ページには歳入歳出予算補正の各款及び項ごとの補正額を載せております。また、一般会計と同様に補正事項をまとめた「12 月補正予算説明資料」によりご説明いたしますので、議案と併せてご覧ください。

提案説明資料集の 15 ページをお開きください。

(1)の編成概要でございしますが、今回の補正予算は、令和元年度に国から交付される保険者機能強化推進交付金を財源に、介護予防に資する事業を実施するため保健福祉事業費の新設を行い、併せて(2)主な補正事項に記載のとおり給与改定に伴う職員給与費等の調整を行うものです。

それでは、(3)の介護保険特別会計補正予算により具体的な説明を行います。

まず、ア歳入歳出予算総括表の歳入をご覧ください。4 国庫支出金の説明欄に記載のとおり、今年度は保険者機能強化推進交付金 1,574 万 6,000 円の交付を受けられることになりました。この交付金は、下の歳出の表の国庫支出金欄のとおり 4 地域支援事業費と 8 保健福祉事業費に充てることとしています。具体的には、18 ページをお開きください。歳出に保険者機能強化推進交付金を財源として介護予防に資する事業を実施するための「保健福祉事業費」を新設し、予算額を 359 万 1,000 円としました。実施主体ごとの内訳は記載のとおりです。

交付金のうち保健福祉事業に充てた残りの 1,215 万 5,000 円は、16 ページの 4 地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業の財源の中の 1 号被保険者の介護保険料に振り替えます。そうすることにより 1,215 万 5,000 円の一般財源である介護保険料が浮くこととなりますので、この浮いた財源を 17 ページの整理番号 7 介護給付費適正化事業及び整理番号 9 償還金に充てたのち、大部分の 1,068 万 8,000 円を 5 基金積立金に積み立てます。以上が保険者機能強化推進交付金の交付に伴う補正です。

これ以外の補正については、22 ページの 1 総務費の各事業と 17 ページの整理番号 7 介護給付費適正化事業が人事院勧告及び 4 月の人事異動に伴う調整で、23 ページの 7 諸支出金が平成 30 年 7 月豪雨災害に係る補助金等の再確定により国庫への返還が生じたため 146 万 4,000 円を増額するものです。

次に、保険者機能強化推進交付金以外の歳入について説明しますので、15 ページの歳入の表をご覧ください。2 分担金及び負担金の現年度介護保険管理費負担金は、1 総務費の減額に伴い減額するものです。また、各款の現年度分地域支援事業負担金及び交付金は、整理番号 7 の介護給付費適正化事業の増額に併せてそれぞれ増額するものです。

最後に 19 ページをご覧ください。ここには、両会計の補正予算と負担割合を掲載し、次の 20 ページにはこれらの表から算出した両会計の関係市負担金一覧表を載せております。

まず、上の一般会計の表の補正額の 12 月の合計欄をご覧ください。浜田市の負担金は 11 万 9,000 円の減額、江津市の負担金は 4 万 3,000 円を増額となっています。

中程の介護保険特別会計では、浜田市が 58 万 2,000 円、江津市が 34 万 2,000 円、それぞれ減額となっています。

以上、両会計の補正予算についてご説明申し上げましたが、議案書の 26 ページ以降に一般会計の歳入歳出補正予算事項別明細書と給与費明細書を、また 40 ページ以降には介護保険特別会計の歳入歳出補正予算事項別明細書と給与費明細書をそれぞれ添付しておりますので、ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（牛尾昭議長） 只今の提案について質疑はありますか。

6 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 説明資料の 18 ページの 10 番、保健福祉事業の介護予防に資する事業を実施するというようなことになっとるんですが、実際具体的には、それぞれ浜田で 200 万、江津では 110 万。これでどんなことがやられるのか、説明をお願いしますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（三浦介護保険課長） はい。保健福祉事業費ですけれども、浜田市でいいますと介護予防に力を入れる事業所の開設補助を 100 万円を上限に行うものです。

江津市でいいますと、介護予防体操で行う、集いの場でのサロン活動の中で行う体力測定のところ、歩行の速度を測るような体力測定があるんですけども、そこに歩行の状態を「見える化」して指標化するというようなセンサーシステムを購入いたします。

また、広域におきましては地域課題を整理して、次期の計画に反映するための支援業務を委託する予定としております。

以上です。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。

これより本案を採決いたします。

日程第 8、議案第 14 号、令和元年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 15 号、令和元年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 4 号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これにて、今議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、管理者より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

管理者。

管理者（久保田管理者） 第 90 回組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、浜田市議会からは、6 名の方が新たに本組合議会に選出されております。広域行政の進展のため、ますますご活躍されますことをお祈り申し上げます。

今議会におきまして議長に当選されました牛尾昭議員に対しまして、心からお祝

いを申し上げます。どうか、これまで培ってこられました指導力を発揮されまして、議会運営に当たられますとともに、行政課題の解決に向けまして、積極的なご助言とご支援をよろしくお願い申し上げます。

また、本日提案いたしました監査委員の選任につきまして、議員の皆様からの同意を賜りましたこと、心から御礼申し上げます。監査委員に選任されました岡本正友議員には、ご指導とご支援をよろしくお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、議員の皆さんにおかれましては、これから寒さが厳しくなっております。どうか健康に十分ご留意されまして、今後もますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、議会閉会に際してのお礼のごあいさついたします。

本日は、ありがとうございました。

議長（牛尾昭議長） 以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、第 90 回浜田地区広域行政組合議会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

なお、引き続き全員協議会を開催しますので、資料を事務局が配布しますので、そのままお待ちください。

（午後 2 時 18 分 散会）

出席議員（10 名）

1 番	沖 田 真 治	議員	2 番	串 崎 利 行	議員
3 番	鍛 治 恵巳子	議員	4 番	田 中 利 徳	議員
5 番	野 藤 薫	議員	6 番	多 田 伸 治	議員
7 番	上 野 茂	議員	8 番	岡 本 正 友	議員
9 番	牛 尾 昭	議員	10 番	山 根 兼三郎	議員

説明のため出席したもの

管 理 者	久保田 章 市	副管理者	山 下 修
副管理者	近 重 哲 夫	事務局長	宇 津 光
総務課長	渡 邊 哲 也	介護保険課長	三 浦 文 子
会計管理者	湯 浅 明百美		

職務のため出席したもの

総務係長	三 浦 幸 司	専 門 員	小 浴 常 介
主任主事	佐々木 智 恵		

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

浜田地区広域行政組合議会議長

浜田地区広域行政組合議会議員

浜田地区広域行政組合議会議員